質問書
質問①
特記仕様書において、SfM-MVS 技術を用いて作成した疑似DEM データの特性を考慮する旨が記載されています。
ここでいう「疑似DEM データの特性」とは、具体的にどのような性質を指すのでしょうか。
例えば、以下のような点を考慮する必要があるという理解でよろしいでしょうか。
SfM-MVS 由来のデータであるため、樹木、建物、構造物、積雪、植生等の影響を含む可能性があること
航空写真の撮影時期、撮影条件、地表被覆状況により、標高値に局所的なばらつきや欠測、ノイズが生じ得ること

回答①
お見込みのとおりです。
疑似DEMデータは標高値にばらつきや欠測、ノイズが生じる可能性が高いことから、そのまま旧地形として利用せず、地形図や空中写真、陰影図等を用いて実際の地形との差異を確認したうえ、必要に応じて補正・フィルタリング等を行うこととしております。

質問②
基礎資料の精度検証において、疑似DEM と既存資料、現況地形、既往調査成果等を照合した結果、疑似DEM の標高値をそのまま使用することが難しいと判明した場合は、疑似DEM に対して補正を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。
また、補正が必要となる場合、単純な一律標高補正だけでなく、範囲ごとの補正、フィルタリング条件の変更、地物影響の除去、ノイズ除去、局所的な再判読等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。

回答②
お見込みのとおりです。

質問③
（4）①差分図作成において、現況DEM と疑似DEM の差分図を作成した際に、（3）基礎資料の精度検証における疑似DEM の補正又はフィルタリング処理が不十分であったことがわかった場合、再度補正内容を見直す必要があるという理解でよろしいでしょうか。

回答③
お見込みのとおりです。

質問④
（4）②において、盛土等の抽出を7 月末までに行うこととされていますが、その理由をご教示ください。

回答④
本業務では盛土可能性箇所のすべてを現地確認の対象とせず、発注者と協議のうえ対象箇所を精査し、現地確認箇所を選別することを予定しております。札幌市内では降雪期の現地確認が困難であるため、選別に要する期間や降雪前に現地確認が可能な工程を確保する必要があることから盛土等の抽出を７月末までに行うこととしております。

質問⑤
令和8 年度宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土調査）その１と、令和8 年度宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土調査）その２の2 業務が公告されています。
この2 つの業務において、「基礎資料の精度検証」や疑似DEM の補正方法、フィルタリング条件、差分図作成条件、盛土等の抽出基準等について、統一又は調整を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。

回答⑤
お見込みのとおりです。諸条件に２業務間で差異が生じないよう、発注者が調整させていただきます。